

徳島県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十一条第二項の規定により、指定介護機関の指定を次のとおり取り消した。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 に 係 る 事業所の名称	指 定 に 係 る 事業所の所在地	事業の種類	取消年月日
株式会社エージングア シスト	徳島市住吉一丁目四番 三三三号	おかがわ内科デイサー ビス大和	徳島市川内町平石夷 野二四番地	通所介護	令和七年二月 二十七日